

新公審査答申（個）第63号  
令和5年9月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民生第704号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が平成31年4月24日付け新広聴第38号の2により行った一部開示決定は、開示請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて非開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成31年4月10日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市長の指示を受け、「市長への手紙」の回答をしないとしているが、具体的に指示したことを示したもの（「市長への手紙」事務取扱要領（以下「本件要領」という。）以外の具体的に指示したもの）（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成31年4月24日、実施機関は、本件請求文書を、「市長への手紙」一応供覧用紙（決裁用紙と別紙）（以下「本件対象文書」という。）と特定し、条例第14条第5号に該当するため一部開示決定（以下「本件決定」と言う。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和2年2月13日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査

会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

新潟市長の指示を受け、「市長への手紙」の回答をしないとしているが、具体的に指示したことを示すものと開示請求しているのに、開示請求とは違う「受理番号4541Eメール」を開示している。メールの内容は、病院に対しての「市長の手紙」で質問したもので「市長の指示を受け、「市長への手紙」は回答しない」内容とは異なるものである。この件について、広聴相談課長が市長室において市長に面会した際、説明した内容と、市長が指示したとされる「市長への手紙」の回答しない」について記載されたものではない。

弁明は、審査請求人の求めに限りなく近いものを特定したとしているが、請求人の求めているものとはなっていないことは明白である。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人の求めに限りなく近いものとして当該公文書を特定し、条例に基づき決定した。よって、対象公文書の特定に瑕疵はないものと認識している。なお、実施機関では当該公文書の閲覧実施の際にも、対象公文書特定の根拠について説明を行っている。その際、このたびの請求する個人情報の内容が同請求者からの平成31年1月16日付情報公開請求における請求の内容と同一内容であったことから、対象とした公文書についても平成31年1月31日付新広聴第473号の2により一部公開決定した対象公文書と同文書であるが、今回は個人情報開示請求であったため、審査請求人に関わる個人情報は開示したうえで、それを一部開示文書として決定したことを説明している。

また、「市長への手紙」については、本件要領にその取り扱いを定め、処理方針についても本件要領に基づき取り扱っており、この点については過去に審査請求人に対し、「市長への手紙」の回答の中で答えている。しかし、今回の請求する個人情報の内容に、本件要領以外の具体的指示したものと明記されていたため、当該「市長への手紙」にかかる供覧・処理方針伺および所管課対応報告について、市長が決裁したことのわかる文書を、審査請求人の求めに限りなく近いものとして特定した。

このとおり、処理方針については、本件要領の定めのほか、市長が「市長への手紙」を実際に拝見し決裁しているので、市長の指示を受けた取り扱いである旨弁明

する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書について、一部開示決定を行ったものの、審査請求人から、本件対象文書は本件請求したものとは違い、「市長の指示を受け、「市長の手紙」は回答しない」内容とは異なるものとして、決定の取り消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

### 2 本件決定の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人の求めに限りなく近いものとして、当該公文書を特定し、条例に基づき決定したとのことである。また、本件対象文書は、処理方針については、本件要領の定めのほか、市長が「市長への手紙」を実際に拝見し決裁しているため、市長の指示を受けた取り扱いによるものとのことである。

イ しかし、審査請求人は、開示された本件対象文書は、病院に対して「市長への手紙」で質問したもので、本件請求の内容とは異なるものである。求めに限りなく近いものを特定したとしているが、請求人の求めているものとはなっていないことは明白であると主張している。

ウ したがって、上記ア・イより審査請求人が求めた本件請求文書と実施機関が特定した本件対象文書との間に相違があると認められる。

#### (2) 「市長への手紙」の対応方法について

当審査会は実施機関に対し、「市長への手紙」を受理してから回答するまでの処理の流れを確認したところ、「市長への手紙」についての取り扱いは、実施機関において本件要領及び新潟市事務専決規程（以下「専決規程」という。）に基づいて行っているとのことであった。

(3) そこで、当審査会は上記(2)の説明があったことから、本件要領及び専決規程を見分したところ、「市長への手紙」の回答をしないものについては、専決規程第3条「専決」に基づき、事務を所管する広聴相談課長によって、本件要領第4条「回答」第3号の「回答しないもの」の該当性を、市長の指示を受けることなく判断できることが確認できた。

(4) さらに実施機関に対し、本件対象文書のほかに、市長から「市長への手紙」の回答をしないと指示をした文書や確認した伺い等の公文書があるか確認したところ、本件対象文書のほかに、市長が指示をする旨の公文書はないとのことであった。

(5) 上記(1)から(4)を踏まえると、本件請求文書は存在せず、実施機関が特定した本件対象文書は本件請求文書とは言えないものと認められるため、実施機関

の本件決定は取り消されるべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 2年 2月13日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 7月11日	審査会開催（第1回）
令和 5年 8月21日	審査会開催（第2回）
令和 5年 9月21日	審査会開催（第3回）

（第2部会）

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子